

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

- (1) 金足西部地区地域計画
- (2) 金足東部地区地域計画
- (3) 飯島北部地区地域計画
- (4) 四ツ小屋南地区地域計画
- (5) 四ツ小屋北地区地域計画
- (6) 仁井田地区地域計画
- (7) 御野場地区地域計画
- (8) 戸島地区地域計画
- (9) 小平岱地区地域計画
- (10) 高野三郡野地区地域計画
- (11) 下黒瀬地区地域計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）を除く。